

# 和歌山工業高等専門学校環境マネジメント委員会規則

制 定 平成19年3月20日

最近改正 平成21年4月1日

(趣旨)

**第1条** この規則は、和歌山工業高等専門学校の環境方針に基づき、和歌山工業高等専門学校環境マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 環境方針に関すること。
- 二 環境目的・目標に関すること。
- 三 環境プログラムシステムに関すること。
- 四 環境目的・目標・プログラムの達成状況の確認とその是正に関すること。
- 五 監視、測定の実施に関すること。
- 六 その他環境に配慮した取組に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 運営委員会構成員
- 二 総務課長

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、校長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副校長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第5条** 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(環境マネジメント部会)

**第6条** 委員会に環境マネジメントに関する具体的な計画、立案及び調査をさせるため環境マネジメント部会を置く。

2 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 校長が指名した者
- 三 総務課長
- 四 総務課長補佐
- 五 施設係長
- 六 学生課長
- 七 学生課長補佐

**第7条** 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。